

自転車通学に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、城東中学校の生徒の自転車通学について規定する。

（自転車での通学）

第2条 城東中学校の生徒は徒歩通学を原則とするが、学校の許可があれば、自転車で通学することができる。

（自転車通学許可の手続き）

第3条 自転車通学を希望する生徒は、保護者から「自転車通学許可申請書」を提出する。学校は、審査の後、許可証（ステッカーで代用）を発行する。

（遵守事項）

第4条 自転車通学を許可された生徒は、下記の事項を守らなければならない。

- （1）ステッカーを自転車の後ろから見える位置に正しく貼る。
- （2）整備された自転車（ライトやブレーキ）に乗る。
- （3）不必要な装飾・改造（ハンドルを上げる、荷台の変形、ハブを付けるなど）をしない。
- （4）安全認証マークの付いた自転車用ヘルメットを正しく着用する。
- （5）ヘルメットのあごひもを外したり緩めたりしない。
- （6）リュックは背負い、手さげバッグは荷台に荷ひもでくくりつける。
- （7）指定された場所に常時整理して駐輪する。
- （8）雨の日は、カッパを着用する。傘さし運転はしない。
- （9）学校の敷地内では自転車に乗らない（押して移動）。職員室の南側通路は通行禁止とする。
- （10）交通法規に従う・交通マナーを守る。

（罰則）

第5条 第4条に示す事項を違反した場合は担当の先生と協議の上、3日間の自転車通学停止を行う。その際は保護者に連絡する。また、違反が悪質な場合（ノーヘルや2人乗り）や反省することなく何度も繰り返す場合は、無期限自転車通学停止を行う。

（休業日における取り扱い）

第6条 土日祝日や、長期休業中に部活動等で自転車を利用する場合でも、第4条に示す事項を守ることとする。